

第3回 航空医学分野の規制等に関する検討会 議事概要

日 時：令和6年8月28日（水）17:45～20:00

場 所：中央合同庁舎2号館 共用会議室5

事務局からの資料説明後、意見交換を行った。構成員からの主な意見は以下のとおり。

- アルコール依存症の方はその症状を隠す傾向が強く、そのような乗務員の飲酒傾向を把握するというのは難しい可能性がある。依存症職員の早期発見・対応に関する規制内容を中心に、規制の改正案については実効性が確保されるよう具体的に何をすべきかをもう少し明確に記載したほうが良いのではないかと。また、専門医療に関する内容も追加した方が良いのではないかと。
- 航空会社は、アルコール検査に係る制度の見直し後に飲酒事案等が発生しないよう、引き続き飲酒防止対策の徹底等に努めるべきである。
- 航空機乗組員及び客室乗務員の常時相互監視を明確に規定し、ルール化することは、常時相互監視の徹底になるので有効ではないかと。
- 業界団体として、制度見直しの大まかな方針は賛成だが、特にアルコールに係る部分を中心に、規制の改正案については具体化に当たって引き続き調整させてほしい。例として、将来的に飲酒事案などが万一発生して飲酒防止対策が有効に機能していると認められなくなった場合は、原則として乗務後の検知器による検査を再開することになると思うが、体制の再整備が必要となり迅速な対応が難しい可能性がある。
- 航空機乗組員の健康管理に関する基準のガイドラインのピアサポートの記載についても、航空会社が積極的に関わり、維持できるような表現とした方が良いのではないかと。
- 乗務後及び便間のアルコール検査については、事業者においてアルコール教育の充実や健康管理の充実を図る前提で見直して良いと考えられる。
- 付加検査について、これまで60歳から65歳までの乗員で重大な事象が見つからず、大きな問題も生じていないことから、二人乗り乗務機についての付加検査の開始年齢を65歳からとすることは可能ではないかと。

- 一方で、一人乗り乗務機については、国際標準を超えることになるため、現行の付加検査で60歳から医学適性を確認することが必要ではないか。
- 国から管理目標値の設定例を示すことで、これまでと異なり、若年時からより具体的な健康管理が行われることは大きな進歩ではないか。
- 各航空会社で管理目標値を定めて健康管理を行うにあたり、実効性を確保することが重要なので、保健指導判定値に加え、なるべく各社でばらつきが無いよう医師が介入する受診勧奨値も示した方が航空会社も管理しやすい面があるのではないか。また、監査等で確認、指導することが必要ではないか。
- 受診勧奨値を示すことには違和感がある。これまでの例をみると、そこまでは許されると捉えられかねず、予備軍からの早期介入の趣旨にそぐわない。また、治療目標を示すことは航空局が主導すべき事項ではないのではないか。
- 若年時からの健康管理というのは当然実施すべきことであり、付加検査とは別の話ではないか。
- 若年時からの健康指導は、航空会社は現在でも実施しているが、指導に強制力がないので従わない乗員もいる。生活習慣病の対策について強制力を持たせるには航空身体検査マニュアルに記載した方が良いのではないか。
- 60歳時の付加検査を廃止するにあたっては、若年時からの動機づけや管理目標値を活用した健康管理が、付加検査と同等以上の効力を持っていることを検証すべきでないか。
- 中年時又は若年時から健康管理を行ったとしても、動脈硬化のリスクを抱える乗員はいるので、付加検査年齢を見直すとしても、60歳時に、現在実施している付加検査の内容と同じ検査を実施することで、安全の確保と健康管理の効果の検証が可能となるのではないか。時間がかかってもきちんと検証するのが良いのではないか。
- 示されたフォロー項目はスクリーニング検査の項目が含まれており、血清脂質、血圧、血糖及び体格指数について健康管理を行うことは、現在のスクリーニング検査を早めに実施して、動脈硬化の予防を徹底して早く始めることと同等であることから有効ではないか。
- 健康管理にあたっては、医師の介入が必要な受診勧奨値を逸脱した乗員を放置さ

せないことが大事であり、医師（乗員健康管理医・指定航空身体検査医）、航空会社及び国の三者で監視することは、現在に比べて大きな前進となるのではないか。

○健康管理部門と乗員が所属する部門の情報共有については、個人情報の取扱いに留意すべきではないか。

○60歳時の付加検査の大きな意味は健康な乗員を選抜していること。60歳以上の乗員に対し付加検査を実施しているのは日本だけであり、選抜された健康な人達が乗務していると言える状況で28年続いてきたことは考えておくべきではないか。

○課題となっていた若年時からの健康管理が今回の見直しでしっかりと実施できるようになれば航空会社の健康管理は一步前進となる。付加検査が、操縦士の突発性機能喪失等のリスク回避に寄与したという明確な事象がないのであれば、国際標準にあわせた見直しを行うことは妥当ではないか。

○若年時からの予防的な対策として健康管理を実施するにあたっては、航空会社にもしっかりと理解・実行していただくことが必要ではないか。

○付加検査は、日本の乗員が国際標準の年齢を超えて乗務可能とするために設けられた制度である。世界的に見ても、国際標準が65歳となってきた現在において、日本の乗員のみ付加的検査が課せられている状況を見直し、若年時からの健康管理を強化していくことで健康で長く乗務可能にしていくことは、航空会社、乗員にとっても望ましいのではないか。

○管理目標値に従って若年時から健康管理を実施する必要があるというメッセージを発信することは極めて重要ではないか。

○実効性のある健康管理制度を各航空会社が運用することで、付加検査の対象年齢を見直しても良いのではないか。

これらの構成員からの意見を踏まえつつ、次回、引き続き、議論を行うこととなった。

以上